

4 就業支援策の推進

母子家庭の母は、就業してもパートなど不安定な雇用状況となる場合が多いことから、子育てをしながら収入面・雇用面でより安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面における支援が必要です。

また、就業による自立支援策を効果的に推進するためには、就業に関する情報提供や、就業する際の子育て支援など、福祉分野と雇用分野をはじめとした行政機関の連携により、幅広い支援が必要です。

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実

① 母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県母子・スマイルセンター）による支援（再掲）

専門相談員による、就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催など、母子家庭及び寡婦への一貫した就業支援サービスを提供します。

公共職業紹介所（ハローワーク）、福祉人材センター、奈良県しごとiセンター等との連携により、母子家庭の母及び寡婦の希望や特性に応じた求人情報を提供します。

県

母子

寡婦

②（新）母子自立支援プログラム策定事業の実施

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するために、奈良県母子・スマイルセンターに母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、生活状況、就業への取組、職業能力開発や資格取得への取組等、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。また、当該プログラムに基づき、ハローワーク等とともに、就業に至るまでの支援を実施します。

県・市等

母子

③ 母子自立支援員による就業相談（再掲）

母子自立支援員が、母子及び寡婦福祉資金の貸付等の相談など様々な機会を捉えて、奈良県母子・スマイルセンターやハローワーク等各種支援機関と連携して、求人情報の提供や、就業・能力開発に関する相談等に対応します。

県・市等

母子

寡婦

④ 国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供

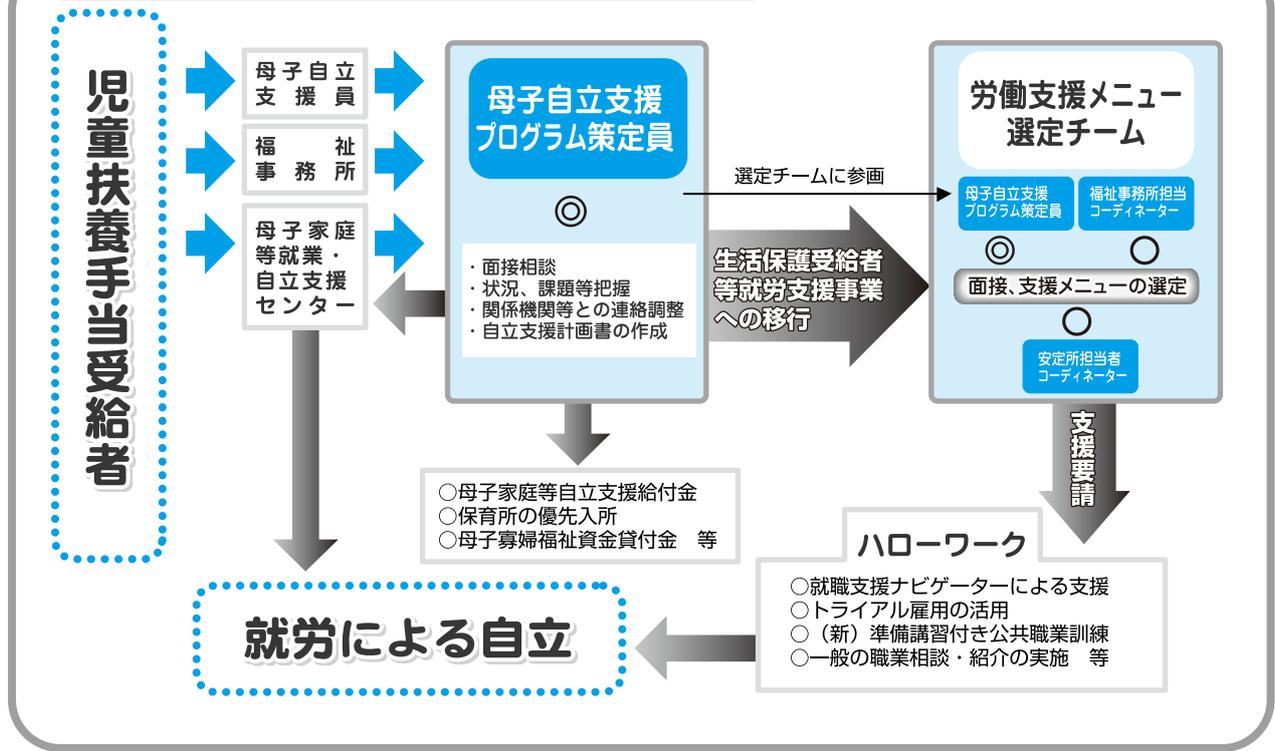
求人情報については、ハローワークや福祉人材センターと連携し、積極的な求人情報の提供を行います。

県・市等

母子

寡婦

(新) 母子自立支援プログラム策定事業のイメージ



(2) 就業に向けた能力開発の促進

ひとり親家庭、特に母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚・出産等による就業の中断により、職業経験や技能が十分でない場合があります。就職または再就職に際して困難を伴うことがあります。このことから、母子家庭の母のより安定した就業に向けた能力開発のための支援が必要です。

① 公共職業訓練の実施

求職者や転職希望者を対象に、様々な訓練科目の設定により、総合的な職業能力の開発・向上を図ります。

奈良県立高等技術専門学校が実施する職業訓練

- 施設内訓練
科目:OA事務、経理事務、服飾サービス、観光サービス、システム情報、家具工芸、建築など
期間:6ヶ月～1年
- 民間職業能力開発施設へ委託実施

県

母子・父子

寡婦

② (新) 準備講習付き職業訓練の実施

就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母や自立支援プログラムに基づいて受講を希望する児童扶養手当受給者に対し、準備講習付き職業訓練を実施し、職業的自立の促進を図ります。

意識啓発等を目的とした準備講習付き職業訓練を実施し、修了者を、実際の職業に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練の受講へ移行することにより、職業能力開発の機会・効果を向上させ、母子家庭の母の就業支援をより積極的に推進します。

③ 就業支援講習会の実施

母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、母子家庭の母及び寡婦の円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格取得のための就業支援講習会を開催します。

講習内容	パソコン、調理師、簿記など
受講者数	106人 → 120人

④ 母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費)事業の実施

母子家庭の母等の就業に関する知識や技能の習得を容易にするため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を給付し、就職の促進を図ります。

自立支援教育訓練給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座 ●支給額 受講料の4割相当額(上限20万円、下限8千円)
高等技能訓練促進費	<ul style="list-style-type: none"> ●対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 ●支給額 月額103千円(12ヶ月を上限に修業期間の最後の1/3期間)

⑤ 技能習得期間中の技能習得及び生活資金貸付の実施(再掲)

母子家庭の母及び寡婦が就職するために必要な技能を習得する場合、母子及び寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付を行います。

県

母子

県

母子

寡婦

奈良県新長期
ビジョンの目標値
(H16→H22)

県・市等

母子

県

母子

寡婦

(3) 就業機会創出の拡充

母子家庭の母の雇用については、子どもの養育等のために就業形態に一定の制限が必要となる場合が多いため、事業主の理解はもとより、雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、母子家庭の母の雇用に関する社会的な取り組みへの気運を醸成することが必要です。

<p>① 母子家庭自立支援給付金(常用雇用転換奨励金)事業の実施</p>	<input type="checkbox"/> 県・市等		
<p>母子家庭の母の求職活動の促進とその職業生活の安定を図るため、事業主に対し、常用雇用転換奨励金を給付します。</p>	<input type="checkbox"/> 母子		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 667 400 730"> <p>常用雇用転換奨励金</p> </td> <td data-bbox="435 667 1098 837"> <p>非常勤として採用した母子家庭の母に対し、雇用主がOJT（職業訓練）実施後、常用雇用（一般）労働者に雇用転換（採用から6ヶ月以内に雇用転換）し、一定期間を経過した場合に、事業主に対して常用雇用転換奨励金を支給 ●支給額：母子家庭の母一人あたり30万円</p> </td> </tr> </table>	<p>常用雇用転換奨励金</p>	<p>非常勤として採用した母子家庭の母に対し、雇用主がOJT（職業訓練）実施後、常用雇用（一般）労働者に雇用転換（採用から6ヶ月以内に雇用転換）し、一定期間を経過した場合に、事業主に対して常用雇用転換奨励金を支給 ●支給額：母子家庭の母一人あたり30万円</p>	
<p>常用雇用転換奨励金</p>	<p>非常勤として採用した母子家庭の母に対し、雇用主がOJT（職業訓練）実施後、常用雇用（一般）労働者に雇用転換（採用から6ヶ月以内に雇用転換）し、一定期間を経過した場合に、事業主に対して常用雇用転換奨励金を支給 ●支給額：母子家庭の母一人あたり30万円</p>		
<p>② 母子家庭の母の雇用に関する事業主への働きかけ</p>	<input type="checkbox"/> 県		
<p>母子家庭等就業・自立支援センター事業等の一環として事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を得るための働きかけを行います。</p>	<input type="checkbox"/> 母子		
	<input type="checkbox"/> 寡婦		
<p>③ 公共的施設における雇用の促進</p>	<input type="checkbox"/> 県・市町村		
<p>母子及び寡婦福祉法第29及び34条に基づき、県、市町村及び社会福祉施設等において、母子家庭及び寡婦の雇用を促進します。</p>	<input type="checkbox"/> 母子		
	<input type="checkbox"/> 寡婦		
<p>④ ひとり親家庭等が事業を開始する際における支援</p>	<input type="checkbox"/> 県		
<p>母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始する場合（共同事業を含む）には、母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付を行います。</p>	<input type="checkbox"/> 母子・父子		
<p>また、ひとり親家庭等に関わらず、新たに事業を創出する場合には、創業者のために必要な資金の融資を行うとともに、(財)奈良県中小企業支援センターに、創業予定者や中小企業者の方々を支援する窓口を設置し、創業に関する相談や情報提供を行います。</p>	<input type="checkbox"/> 寡婦		

【参考】 国(奈良労働局)等が実施する事業

1 公共職業安定所（ハローワーク）における就業及び公共職業訓練のあっせん

公共職業安定所においては、必要な求人情報の積極的な提供を行うとともに、就業・自立支援センターと連携して、母子家庭の母等に対してきめ細かな職業相談や職業紹介及び公共職業訓練等の相談・受講指示（推薦）を実施。

2 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等にはパートタイム労働者が多いことから、短時間労働被保険者も対象となるなど、事業主に対して周知を図りその活用を推進。

母子家庭の母等就職が困難な者の雇用機会を拡大するため、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により雇い入れ、継続して雇用する事業主に対して助成金を支給。

●助成率：賃金の1/4～1/3程度 ●助成期間：1年

3 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進

母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなど、早期就職を促進するための短期試行雇用を促進。

母子家庭の母等の常用雇用への移行や早期就職の促進に向け、その適正・能力等について求職者と事業主が相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）を実施する事業主に対し、奨励金を支給。

●助成額：対象労働者1人につき月額5万円 ●助成期間：最大3ヶ月間

4 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動の推進

事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解の浸透を図るための啓発活動を積極的に推進。

5 (財)21世紀職業財団における再就職準備支援及び仕事と育児・介護の両立支援の推進

母子家庭の母等は、過去の職業経験や希望する就業形態が多様であることから、母子家庭等就業・自立支援センターと連携を図りながら、就職するために必要な知識を習得するためのセミナーへの参加の勧奨、及び再就職希望登録者支援事業への登録の勧奨による支援、また、仕事と家庭の両立支援のため、育児・介護等に関する各種サービスについて、電話やインターネットによる具体的な情報提供・案内を行う。

●電話：0742-64-2020 ●インターネット：<http://www.2020net.jp/>

5 関係機関の連携及び地域の協働の推進

(1) 関係機関との連携の強化

これまで、児童扶養手当制度などの経済的支援を中心に、母子家庭及び寡婦への支援対策を実施してきましたが、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正等により、住民に身近な市町村における役割が明確にされるなど、施策の再構築が図られました。今後は、ひとり親家庭等を対象に、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて、県・市町村が役割分担を適切に行うとともに、相互の連携を密にしながら施策を推進することが重要です。なお、ひとり親家庭等の多様なニーズに対応するためには、行政のみならず、民間企業や団体等の様々な主体的な取り組みや相互のパートナーシップによる支援が必要です。

① 県の役割

国の基本方針に即した自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的にひとり親家庭等の施策を展開します。市等の自立促進計画策定を促進するとともに、緊密な連携を図りながら必要な支援を行い、円滑な事業実施を推進します。

② 市等の役割

国の基本方針に即して、早期に自立促進計画を策定するとともに、地域の実情に応じたひとり親家庭等の自立支援策の展開と、様々な施策等についての情報提供・周知に努めることが求められています。

③ 町村の役割

子育てや生活支援など町村が主体となる事業については、地域の実情に応じたひとり親家庭等の自立支援策を実施するとともに、住民に身近な自治体として、ひとり親家庭等の相談に応じ、様々な施策等についての情報提供・周知に努めることが求められています。

④ 企業等の役割

民間企業には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の趣旨に鑑み、特定求職者雇用開発や試用雇用（トライアル雇用）助成金、常用雇用転換奨励金等の施策を活用するなどにより、母子家庭の母の雇用の促進が求められています。

また、ひとり親家庭の親が、円滑に仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実・取得促進や、子どもの病時など急を要する事態において休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てがしやすい職場環境を整備することが求められています。

ひとり親家庭等に対する支援を行う団体には、必要に応じて行政と連携・協働しながら子育てや就業など多様な支援を行うことが求められています。

⑤ 雇用をはじめ幅広い関係機関との連携による支援

ひとり親家庭等の自立支援を円滑に促進するためには、就業に関する情報提供や、就業する際の子育て支援、住宅の確保など、幅広い関係機関との連携による支援が必要であり、そのため、相互に緊密な連携を図りながら施策推進に努めます。

国・県・市町村の役割分担と連携

国

- 1 施策や制度の企画・立案
- 2 効果的な施策展開のための調査研究
- 3 施策に係る普及啓発・関係者の研修
- 4 個別事業の実施
 - (1)就業あっせん（ハローワーク）
 - (2)特定求職者雇用開発助成金の支給（ハローワーク）
 - (3)試用雇用を通じた早期就職の促進（ハローワーク）
 - (4)公共職業訓練の実施
 - (5)事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等の推進 等

支援（情報提供・連絡調整・助言）

県

- 1 母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定
 - 2 広域的観点から効果が大きい各種施策の広報活動
 - 3 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
 - 4 母子・寡婦福祉資金の貸付
 - 5 その他の個別事業の実施
 - (1)母子自立支援員による生活・就業に関する情報提供・支援（町村部）
 - (2)児童扶養手当の支給（町村部）
 - (3)自立支援給付金の支給（町村部）
 - (4)日常生活支援事業の実施
 - (5)公共職業訓練の実施
 - (6)関係者に対する情報提供・研修 等
- ※奈良市（中核市）は県に準じて事業を実施

支援（情報提供・連絡調整・助言）

市等

- 1 母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定
- 2 個別事業の実施
 - (1)母子自立支援員による生活・就業に関する情報提供・支援
 - (2)児童扶養手当の支給
 - (3)自立支援給付金の支給
 - (4)日常生活支援事業
 - (5)ひとり親家庭生活支援事業
 - (6)子育て短期支援事業
 - (7)関係者に対する情報提供・研修 等

町村

- 1 個別事業の実施
 - (1)施策についての情報提供
 - (2)日常生活支援事業
 - (3)ひとり親家庭生活支援事業
 - (4)子育て短期支援事業
 - (5)関係者に対する情報提供・研修 等

(2) 身近な地域支援活動の充実

ひとり親家庭等が、いきいきとした生活を送ることができるよう、地域住民や団体等による身近な地域支援活動の充実と母子家庭等の地域活動への参加促進が必要です。

① ひとり親家庭等に対する支援活動の促進

民生委員、児童委員、奈良県母子福祉委員、社会福祉協議会、母子寡婦福祉団体等による、ひとり親家庭等に対する地域での支援活動を促進します。

② ひとり親家庭等の地域活動への参加の促進

ひとり親家庭等がいきいきとした生活を送るために、身近な地域においてお互いに情報交換・交流を行ったり、母子寡婦福祉団体が主催する活動・ボランティア活動・地域行事などへの参加を促進します。

③ 母子寡婦福祉団体が行う事業に対する支援の推進

母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母及び寡婦の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、無料職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を実施する際には、母子及び寡婦福祉資金の貸付を行います。

また、公共的施設内に、売店・自動販売機等の設置を行う場合には、母子寡婦福祉団体の優先的な設置促進を支援します。

